

第4回 京都市財政改革有識者会議 次第

日時：平成22年6月3日（木）
18:30～20:30
場所：職員会館かもがわ 大会議室

1 開 会

2 前回会議の議論内容の確認

3 議 題

(1) 人件費、業務委託費等のあり方の点検・検討

(2) その他

4 閉 会

(配布資料)

資料1 「低成長、少子高齢化時代、地域主権時代の受益者負担、公共投資のあり方」に関する議論の内容（前回会議の議論内容の確認）

資料2 人件費、業務委託費のあり方議論のポイント

(1) 人件費関連資料

- ・ 政令指定都市の市民一人当たりの人件費
- ・ 京都市の人件費の推移
- ・ 市民一人当たりの人件費の推移
- ・ ラスパイレス指数、平均年齢、平均給与月額
- ・ 本市の給与減額措置の内容
- ・ 定員管理調査における部門別職員数の状況
- ・ 年齢別職員構成の状況
- ・ 定員適正化の取組実績
- ・ 政令指定都市の市民千人当たりの職員数
- ・ 「京都未来まちづくりプラン」の取組状況（人件費関連）

(2) 委託費の状況

（別紙）業務の委託化の状況

(3) 「公民協働（PPP）推進の考え方」（平成16年9月策定）の概要

「低成長，少子高齢化時代，地域主権時代の受益者負担，公共投資のあり方」に関する議論の内容

受益者負担のあり方に関して

- 1 減価償却を含むフルコストを基礎として施設種別ごとに受益者負担率を設定し、施設の性格によっては市民と市民以外の利用料金に区分を設けたうえで、コスト削減，利用者増に取り組みつつ料金のあり方を考える現在の市の施設使用料の考え方は概ね妥当なものと言える。
- 2 施設収支，利用料金のあり方を考えるに当たっては，利用者にとって満足度の高いサービスを確実に提供することが大前提である。
その上で，施設運営のコストの一部について受益者負担を求めるという行政の発想に留まらず，付加価値が一層高いサービスの提供とそれによる利用者の増加等に努め，サービスに見合う収入を確保することにより自立した経営を目指すことも必要である。
また，施設建設に当たって，損益分岐点等を十二分に検討し，事業採択の基準とすることも重要である。
- 3 市民の経済活動が外部に流出せず，市域内での活動を活性化させるためにも，サービスの高付加価値化や運営の工夫が望まれる。
- 4 例えば，観光駐車場は，多くの方に使われている利用価値の高いものである。現在，コスト以上の料金収入を上げているが，公共交通優先のまちづくりの推進という観点など政策税制的な考え方に立って，料金を引き上げることも考えられる。
- 5 日本人共有の資産である「美しい京都」を守り創造することは，国民全体の望むところであり，そのために必要な財源を京都市民のみならず全国に求めることも，国民的コンセンサスを得られるのではないかと。

公共投資のあり方に関して

- 1 公共投資のあり方を考えるに当たっては、最小の経費で最大の効果を挙げるため、まず、コスト削減が図られなければならない。
公共工事コストの改善プログラムを一層推進するためにも、法令・通達等の義務付けの見直しが実施されることは有意義である。
- 2 国の施策等の影響が大きい社会福祉関係経費等と異なり、市の主体性により事業のあり方を決定できる余地の大きい公共事業等について、その投資規模を今後どう設定するかは、財政改革を進めるうえで極めて重要である。
公共事業の投資規模の検討に当たっては、特に公共事業等は実施財源の多くを市債に依存していることから、市債発行額についての議論が重要なテーマである。
- 3 現在の市の財政状況、今後の人口動態や経済成長を考えると市債発行額の削減が必要となるが、その際、現在の低金利状態が将来にわたって継続する保証がないことも十分に考慮し、例えば、「生産年齢人口1人当りの市債残高を増加させない」といった明確な数値目標を設定することが不可欠である。
- 4 元利ベースのプライマリーバランスの均衡に留まらず、いわゆる「元金ベース」のプライマリーバランスを黒字化（新規の市債発行を元金償還額以下に抑制）すれば、市債残高を毎年減少させることができるが、大幅な公共事業等の抑制が必要となる厳しい条件設定である。
- 5 高度経済成長期以降に整備した社会資本のアセットマネジメント手法を活用した最適管理等に、今後、多額の財政需要が見込まれる中、公共事業等の投資規模を大幅に抑制するためには、トップの強力なリーダーシップの下に市全体で危機感を共有し、今までの行政運営から見れば荒療治と思えることにも取り組まなければならない。
- 6 これまで、各行政区を単位として均一に整備してきた施設等についても、人口規模や面積、交通アクセスを考慮し、広域的な観点から行政区域を超えた集約化を考えることも必要である。
- 7 これまでの都市計画決定や道路整備、市営住宅整備等の中長期的な事業計画などについても、人口や車両保有台数の減少など時代の変化を踏まえて、点検・見直しを行うことが必要である。

8 公共事業等の投資規模を抑制する中での優先順位の選択、事業内容の構築に当たっては、「京都市として今何を大切にするのか」をこれまで以上に明確にすることが重要である。

その際、市民の声としてはあまり出てこないが、身近な施設の適正管理など日々の生活の基本事項を、行政はきちんと拾わなければならない。

9 中長期の目標を持って段階的に進める社会資本の整備と緊急性の高い保育所待機児童の解消など短期的な対応が求められる社会資本の整備との優先順位も明確にしていく必要がある。

10 需給ギャップが生じているため東山区に多くの空き家が存在するなど、京都市の持つ高いポテンシャルが活かされていない場合がある。市税収入等の確保にもつながる定住人口の増加を目指して、例えば、市民、民間の投資を促進する規制緩和や低利融資など間接的な投資を組み合わせることも考えられる。

11 観光の振興や定住人口を増やすための施策は、歳入面への好影響から見ても大きな方向性となるものである。

12 予算編成に当たっても、過去に策定した部門ごとの事業計画を基礎として、各部局に予算枠を配分するのではなく、今後の10年間は何に重点を置くのか、策定中の基本計画も踏まえて、「何を切り込んで何を残すのか」、全庁的な視点で予算を編成し、事業を構築していくことが重要である。

13 そのためには、社会資本整備について横断的に管轄する組織を設けることも有益である。

14 市民ニーズが一層多様化する中、全ての要望に応えられないことは明らかである。「今のままで推移すれば市財政はどうなるのか」、「その時の市民サービスの水準はどうか」といったことを中長期的に取りまとめたうえで、「何を望むか」ではなく、「削減しても良いと思うものは何か」といった問いかけも市民アンケートの調査手法として考えられる。

15 一方、市民アンケートを「税の使途」の決定に活用するとなれば、調査の信頼性、検証の仕組の確立などの課題がある。更なる研究・検討が必要である。

人件費，業務委託費のあり方議論のポイント

1 人件費の現状の確認・点検（他都市比較，経年比較）

給与単価（ラスパイレス指数，平均給与月額）

職員数（人口1千人当たりの職員数，区分ごとの職員数）

2 京都市の特徴をどう評価するか

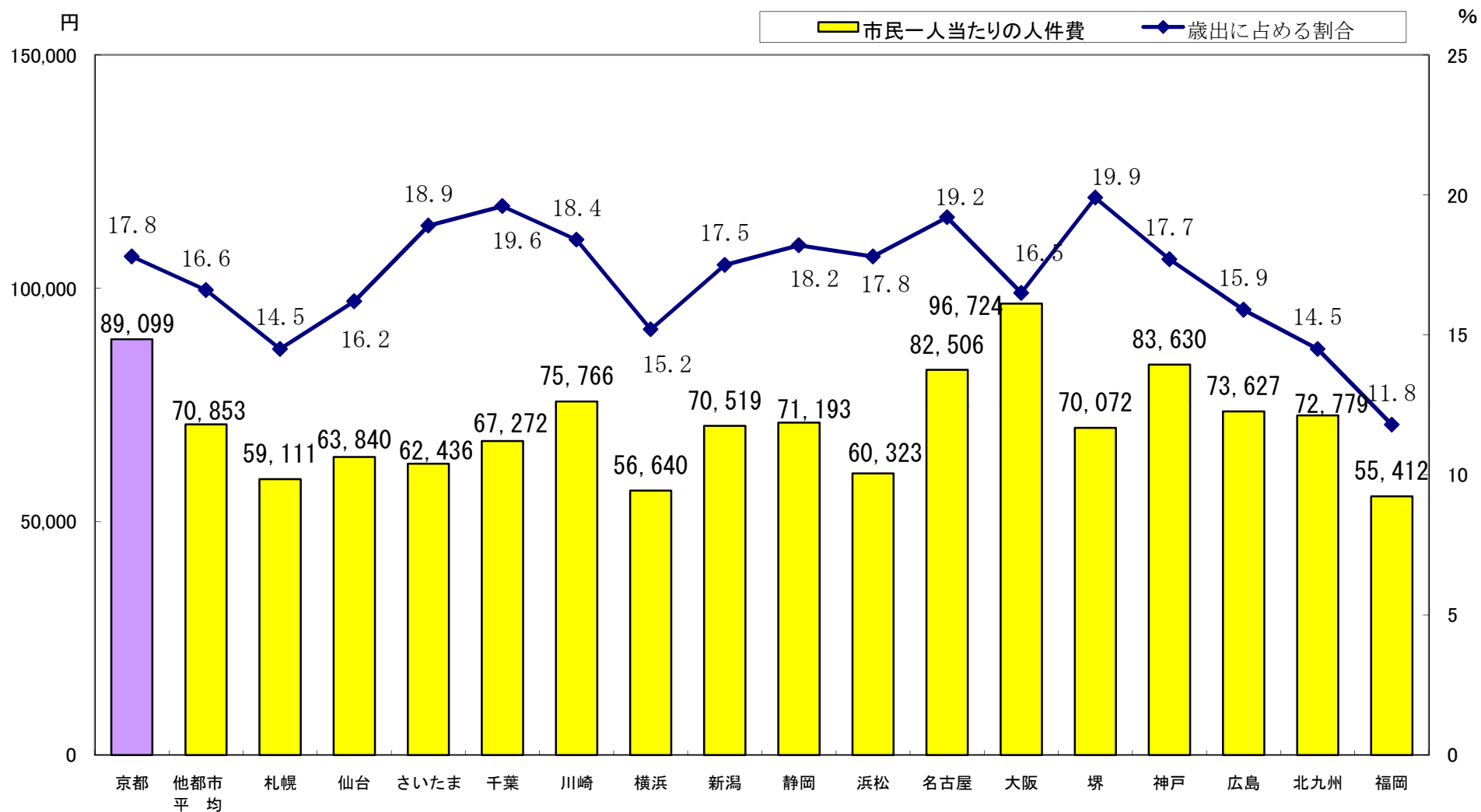
政策推進，都市特性，効率性，財政負担

3 京都市の業務委託の現状の確認・点検（他都市比較）

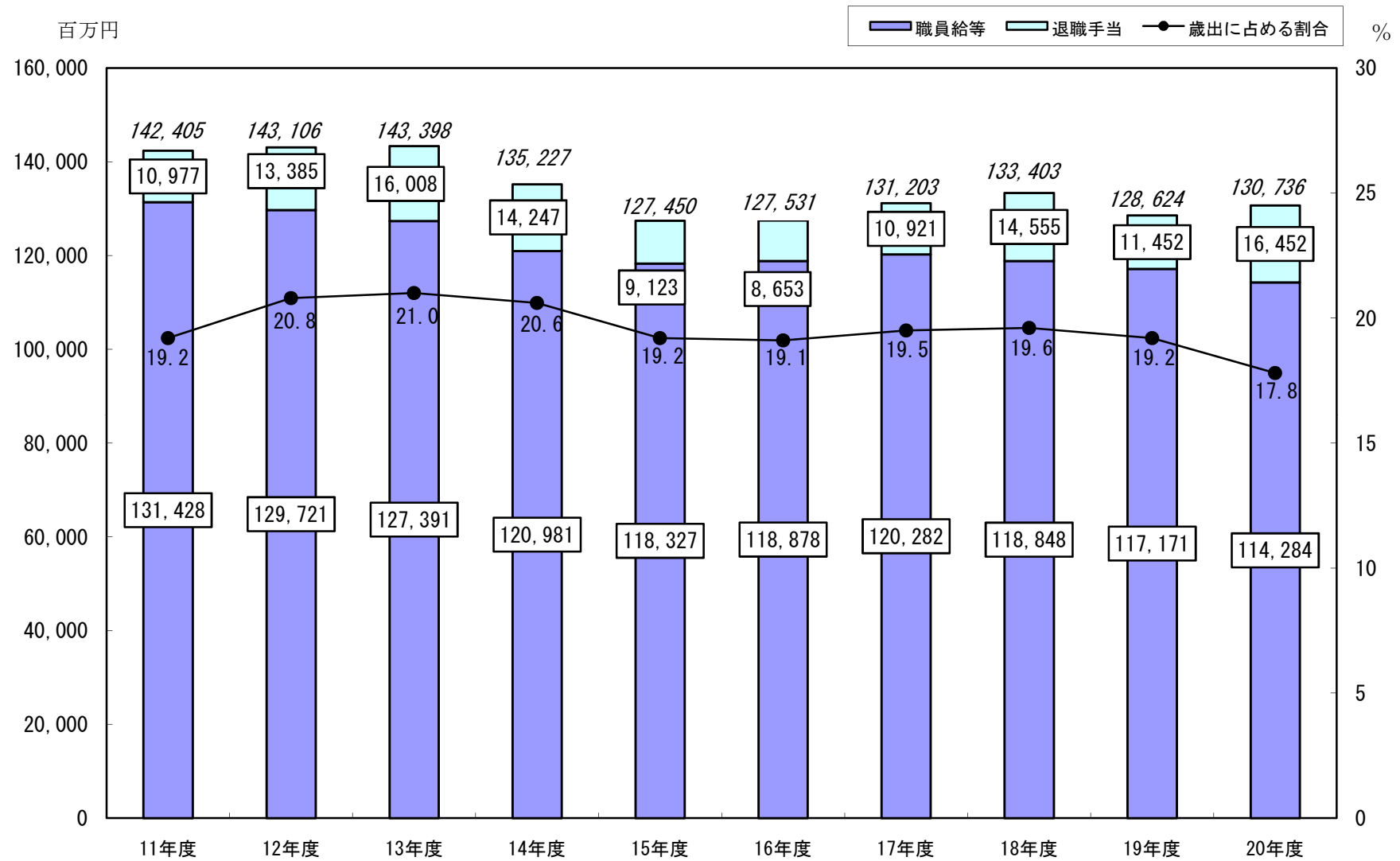
4 少子高齢化，低成長，地域主権時代にふさわしい行政の業務執行は

行政が担う役割は，民間の力の活用は，政策分野ごとの課題は

政令指定都市の市民一人当たりの人件費(平成20年度普通会計決算)

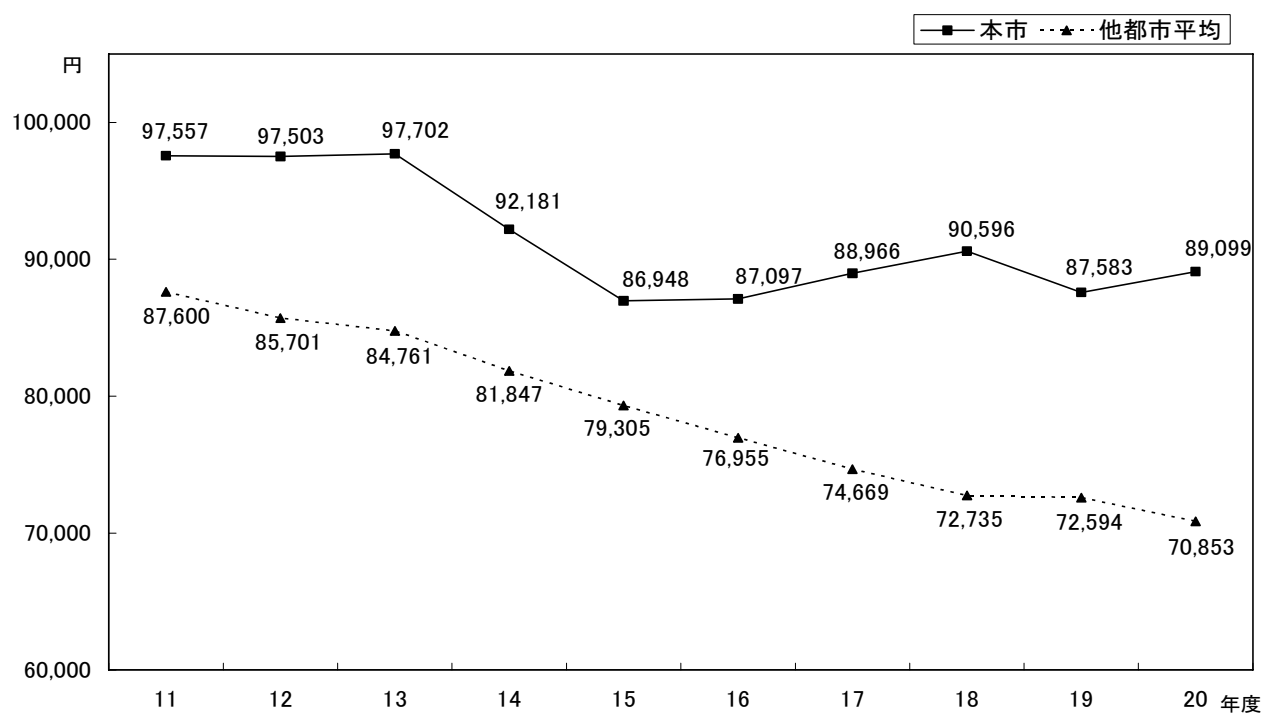


京都市の人件費の推移＜普通会計＞



年度ごとの退職者数の違いにより人件費総額は増減がありますが、退職手当を除く職員給等は減少しています。

市民一人当たりの人件費の推移＜普通会計＞



本市の人件費は，年度ごとの退職者数の違いにより一人当たり人件費は増減がありますが，職員数削減や給与制度の見直しなどにより，人件費の削減に努めています。他都市平均が減少していますが，人件費総額の縮減と人口増加によるものと考えられます。

(⑪→⑳京都市人口増加率 0.5%，⑪→⑳他都市（11 市）平均人口増加率 5.3％)

[給与単価について]

ラスパイレス指数，平均年齢，平均給与月額 (政令指定都市比較)

(単位:歳・円)

指定都市名	ラスパイ レス指数	全職種	
		平均年齢	平均給与月額
札幌市	101.0	43.8	436,668
仙台市	102.4	43.8	459,803
さいたま市	101.4	41.5	463,021
千葉市	103.0	43.0	475,927
横浜市	104.6	43.1	473,441
川崎市	103.2	42.5	461,723
新潟市	98.2	43.2	414,547
静岡市	103.0	42.2	477,392
浜松市	98.4	42.1	397,976
名古屋市	103.9	42.7	467,266
京都市	101.4	43.4	464,861
大阪市	98.4	42.3	440,189
堺市	98.0	44.0	458,588
神戸市	100.8	44.2	476,068
岡山市	101.7	42.1	430,770
広島市	101.7	43.6	465,362
北九州市	102.9	43.7	464,045
福岡市	102.3	43.3	465,703
政令市平均	101.4	43.0	455,186

※ 「平成21年地方公務員給与実態調査」より（報告数値の関係で団体が公表する数値と異なる場合がある。）

※ ラスパイレス指数とは，地方公共団体の一般行政職の給料額と国の行政職俸給表（一）の適用職員の俸給額とを，学歴別，経験年数別にラスパイレス方式により対比させて比較し算出したもので，国を100としたものである。

※ 平均給与月額とは，給料月額に給料の調整額，教職調整額を加えたもの及び月ごとに支払われることとされている全手当の額を合計したものである。

本市の給与減額措置の内容

	平成 2 1 年 1 月～ 平成 2 1 年 6 月	平成 2 1 年 7 月～ 平成 2 1 年 1 1 月	平成 2 1 年 1 2 月～ 平成 2 3 年 3 月
市長	給料，地域手当及び期末手当 2 0 %	同左	同左
副市長	給料，地域手当及び期末手当 1 2 %		
常勤の監査委員	給料，地域手当及び期末手当 5 %		
局長級職員	給料 5 %，管理職手当 1 0 %		
部長級職員	給料 5 %，管理職手当 5 %		
課長級職員	給料 5 %	給料 3 . 5 %	給料 2 . 8 %
課長補佐級・係長級職員	—		
係員	—		
		給料 2 . 5 %	給料 1 . 8 %

[職員数の状況について]

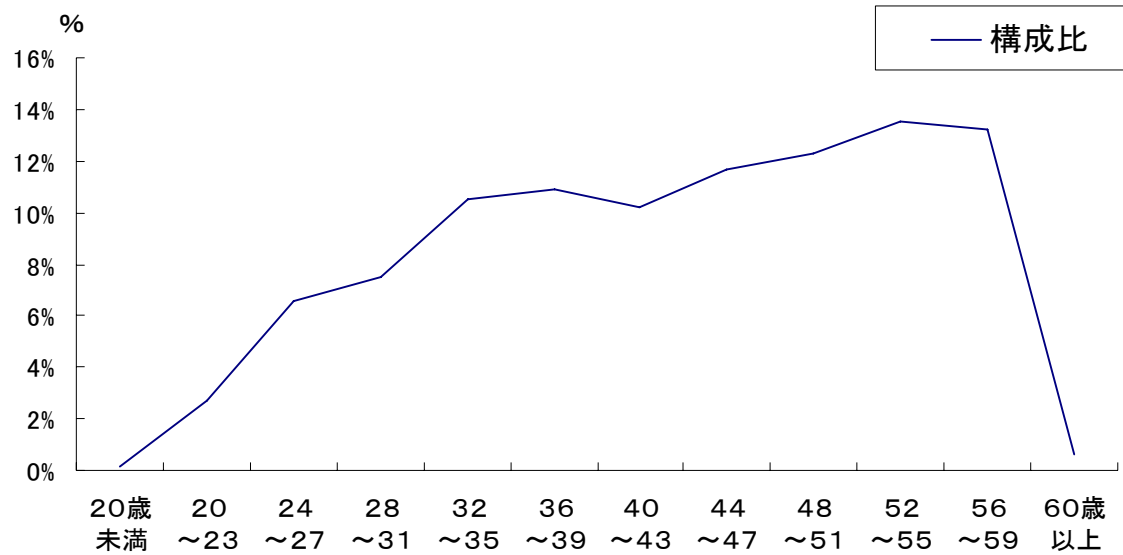
定員管理調査における部門別職員数の状況

定員管理調査とは、地方公共団体の職員数の実態を把握するため、当該年度の4月1日を基準日として、総務省が毎年行っている調査です。

部 門 \ 区 分			職 員 数 (人)		対前年 増減数
			平成 20 年	平成 21 年	
普 通 会 計 部 門	一 般 行 政 部 門	議 会	32	32	0
		総 務	1, 495	1, 418	△77
		税 務	704	681	△23
		労 働	3	3	0
		農 林 水 産	103	100	△3
		商 工	183	177	△6
		土 木	1, 334	1, 316	△18
		民 生	1, 966	1, 962	△4
		衛 生	2, 119	2, 015	△104
		計	7, 939	7, 704	△235
	教 育 部 門		2, 132	2, 065	△67
	消 防 部 門		1, 952	1, 935	△17
	小 計		12, 023	11, 704	△319
	公 営 企 業 等 会 計 部 門	病 院	706	727	21
水 道		883	854	△29	
交 通		1, 322	1, 287	△35	
下 水 道		639	631	△8	
そ の 他		375	379	4	
小 計		3, 925	3, 878	△47	
合 計			15, 948	15, 582	△366

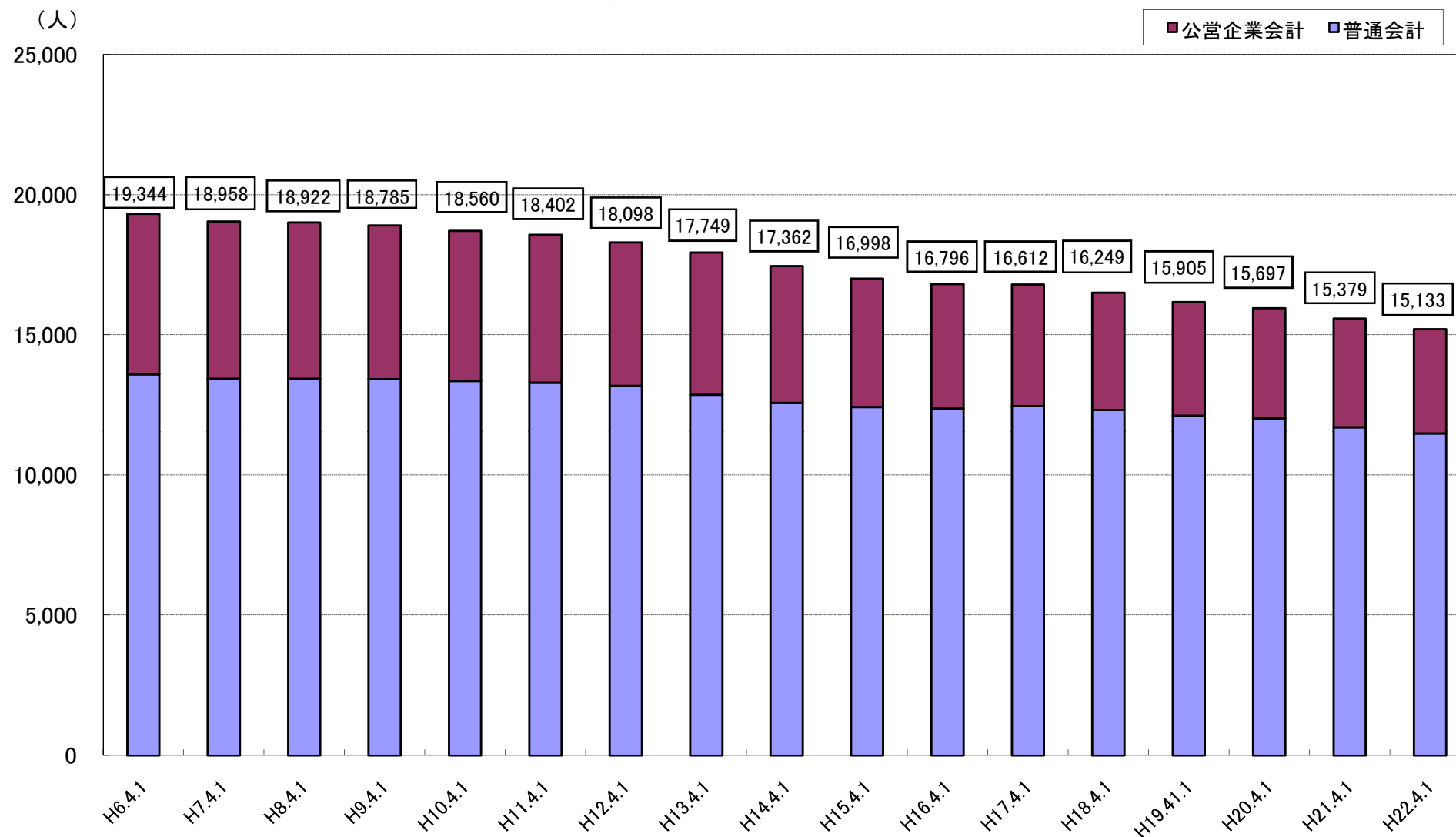
（注）職員数は、一般職に属する職員数

年齢別職員構成の状況（平成21年4月1日現在）



区分	20歳未満	20～23歳	24～27歳	28～31歳	32～35歳	36～39歳	40～43歳	44～47歳	48～51歳	52～55歳	56～59歳	60歳以上	計
職員数	人 30	人 419	人 1,029	人 1,167	人 1,640	人 1,695	人 1,592	人 1,824	人 1,921	人 2,111	人 2,060	人 94	人 15,582

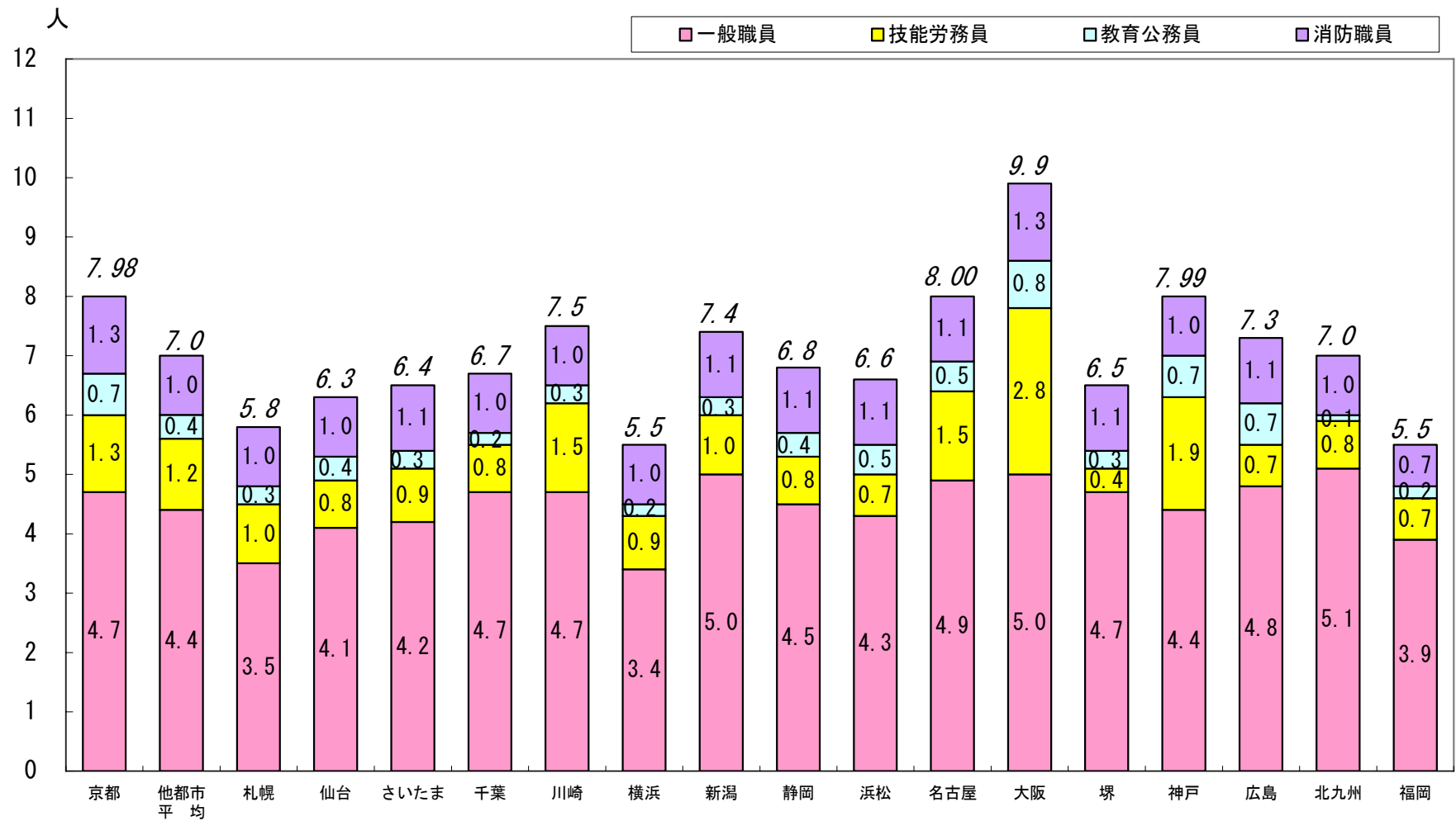
定員適正化の取組実績



本市では、平成7年度から市政改革の取組の一環として、職員数の適正化の取組を推進しており、平成6年度から22年度までの間に、市長部局、消防局、交通局、上下水道局、教育委員会等の行政委員会等で4,212人(21.8%)の職員を削減しています。

※職員数は、経年比較を行うため、京北町職員の増員分を除くなど、実際の職員数と異なります。

政令指定都市の市民千人当たりの職員数 <普通会計>
(平成21年4月1日現在)



※他都市平均との差の主な要因

一般職員	- 区の数が他都市平均に比べ多いことから、区の職員数が多い。 - 生活保護率が高く、世帯数に応じた配置基準に基づきケースワーカーを配置していることから、他都市に比べ福祉事務所の職員が多い。
技能労務員	他都市よりもごみ収集業務の委託比率が低い。
教育公務員	- 芸術大学などの大学を有するとともに、高校の数が他都市よりも多い。 - 学校現場をサポートするため、他都市に比べ教育委員会事務局の職員が多い。
消防職員	区の数が他都市平均に比べ多く、また、管轄面積が広いことから、消防署及び出張所の数が多く、職員数が多い。

「京都未来まちづくりプラン」の取組状況（人件費関連）

1 総人件費の削減

項目	取組内容	実施状況	一般会計における財政効果目標額（3年間）
職員数の更なる削減	平成23年度当初までの4年間で全任命権職員数を1300人削減	22年度当初までで1041人の削減	170億円 （時間外勤務の縮減による効果を含む。）
給与制度の点検・見直し	国における制度内容や他都市の状況を把握しつつ、本市の給与制度全般の在り方について、点検、検討	特殊勤務手当の見直し	

2 緊急の人件費抑制策

項目	取組内容	実施状況	一般会計における財政効果目標額（3年間）
全職員の給与減額措置	緊急の対策として、全職員を対象に給料等の減額措置を実施	資料P6のとおり	50億円
厚生会事業主負担の凍結	職員の福利厚生事業を行うために(財)京都市職員厚生会に交付している負担金を凍結	平成21年度予算から負担金を凍結	

3 活気あふれる市役所づくり

項目	取組内容	実施状況	一般会計における財政効果目標額（3年間）
時間外勤務の縮減	職員の仕事と家庭・地域活動の両立、健康維持及び自己啓発の促進の観点から、全庁的な仕事のやり方を見直しをはじめ、時間外勤務の縮減にむけた取組の推進	「時間外勤務縮減対策本部」の設置	（上記「1 総人件費の削減」に含まれる。）

委託費の状況

平成20年度委託料決算額（一般会計） 4 1 8 億円

1 局別内訳（局名は20年度時点）

局名	委託料 決算額	主な内容
保健福祉局	91億円	児童館運営22億円，予防接種13億円
建設局	79億円	高速道路関連工事委託14億円， J R 嵯峨嵐山駅関連工事委託8億円， J R 桂川駅関連工事委託7億円， 公園・街路樹維持管理6億円
環境局	59億円	クリーンセンター運営・設備保守管理22億円，ごみ収集9億円
都市計画局	50億円	市営住宅管理運営38億円
教育委員会	48億円	図書館管理運営11億円，学校給食6億円
文化市民局	45億円	京都会館2億円，コンサートホール2億円， 地域文化会館4億円，青少年活動センター3億円， 西京極総合運動公園2億円，地域体育館1億円
小計	372億円	
一般会計合計	418億円	

2 内容別内訳

種別	主な内容	成果・課題など
施設運営	指定管理導入施設 （児童館22億円，京都会館2億円， コンサートホール2億円など） 管理代行導入施設（市営住宅） 直営施設 （クリーンセンター22億円， 図書館11億円など）	指定管理者制度の導入や，直営であっても部分的 に業務を委託するなどにより，効率的な運営に努め ている。 指定管理者制度活用状況(21年4月1日現在) 指定管理対象施設数 586施設 〔内訳 指定管理導入施設 341施設(58.2%) 管理代行導入施設 68施設(市営住宅) 直営施設 177施設〕
業務委託	予防接種13億円，ごみ収集9億円， 学校給食6億円 など	委託化の状況(他都市比較など)→別 紙
工事・設計 委託	高速道路関連14億円，JR駅関連15億円 など	※工事委託とは，高速道路整備，鉄道との立体交 差事業など，民間事業者(JR等)の工事と，本市の 工事を併せて実施する場合に，民間事業者に本市 工事の施工を委託するものである。
その他	情報システム開発・保守管理	ITガバナンス(組織的コントロール)の強化により，全 市的視点からの最適化，効率化を図る。

業務の委託化の状況

事務事業の種類	京都市の状況	他都市の状況	
		委託 (一部委託含む)	直営
本庁舎の清掃	全部委託	1 7	0
本庁舎の夜間警備	一部委託	1 7	0
案内・受付	全部委託	1 5	2
電話交換	直営（箇所の集中化を推進）	1 4	3
公用車運転	直営（運転手嘱託化を推進）	1 1	6
し尿処理	一部委託	1 5	3
一般ごみ収集	委託化を計画的に推進	1 4	3
学校給食（調理）	中学校給食等について委託	1 7	0
学校給食（運搬）	中学校給食等について委託	1 2	0
学校用務員事務	直営（嘱託・臨時化の推進 配置定数の見直し）	6	1 1
水道メーター検針	一部委託	1 7	0
道路維持補修・清掃等	一部委託	1 7	0
ホームヘルパー派遣	一部委託	1 6	0
在宅配食サービス	全部委託	1 7	0
情報処理・庁内情報システム維持	一部委託	1 7	0
ホームページ作成・運営	一部委託	1 7	0
調査・集計	一部委託	1 7	0
総務関係事務	21 年度に総務事務センターを開設 し、一部委託化	1 5	2
窓口業務	本庁舎総合案内業務等を委託	1 2	5
税の催告	直営	1 1	6
職員研修業務	直営	9	8

（他都市の状況は、総務省調査「集中改革プランの取組状況」
に基づく 21 年 4 月 1 日現在の状況）

「公民協働（PPP）推進の考え方」（平成16年9月策定）の概要

1 策定の趣旨

本市における公民協働（PPP）を推進していくための基本的な考え方等を示し、各局等が所管する事務事業について、最も適切な行政サービスの提供方法を選択するための検討、見直しを進める際に活用する。

2 検討の留意点

各局等が所管する事務事業について、民間活力の導入を検討する際には、特に次の点に留意することとする。

（1）市民の立場、目線からの検討

経済性や効率性のみならず、市民サービスの向上や行政責任の確保、秘密の保持、受託能力等の多角的な観点からの検討を行うこと。

（2）本市が直接主体となる必要のある事務事業の視点からの検討

次の要件に該当する事務事業以外のものについては、原則としてすべて民間委託等の検討対象として、積極的に検討を行うこと。

- ① 法令の規定により本市が直接に実施しなければならないもの
- ② 許認可等の公権力の行使に当たるもの
- ③ 政策、施策の企画立案、調整、決定など本市自らが判断する必要があるもの

（3）政策自治体への質的転換を図る視点からの検討

政策自治体への質的転換を図る観点から、労力提供業務、施設管理運營業務、専門的技術の補助的業務及び内部管理業務のうち定型的なものについて、引き続き民間委託等を積極的に推進すること。

（4）他の自治体との比較による検討

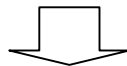
本市以外の自治体における民間委託等の状況を継続的に調査し、本市における実施の可能性について検討すること。

3 検討の方法

次の手順で検討を行う。

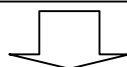
1 「市民と行政の役割分担評価」の実施

事務事業評価制度における「市民と行政の役割分担評価」における「実施主体の妥当性評価」によって、民間委託等の方向性を評価



2 民間活力導入の可能性の点検

「2 検討の留意点」を踏まえ、具体的に検討



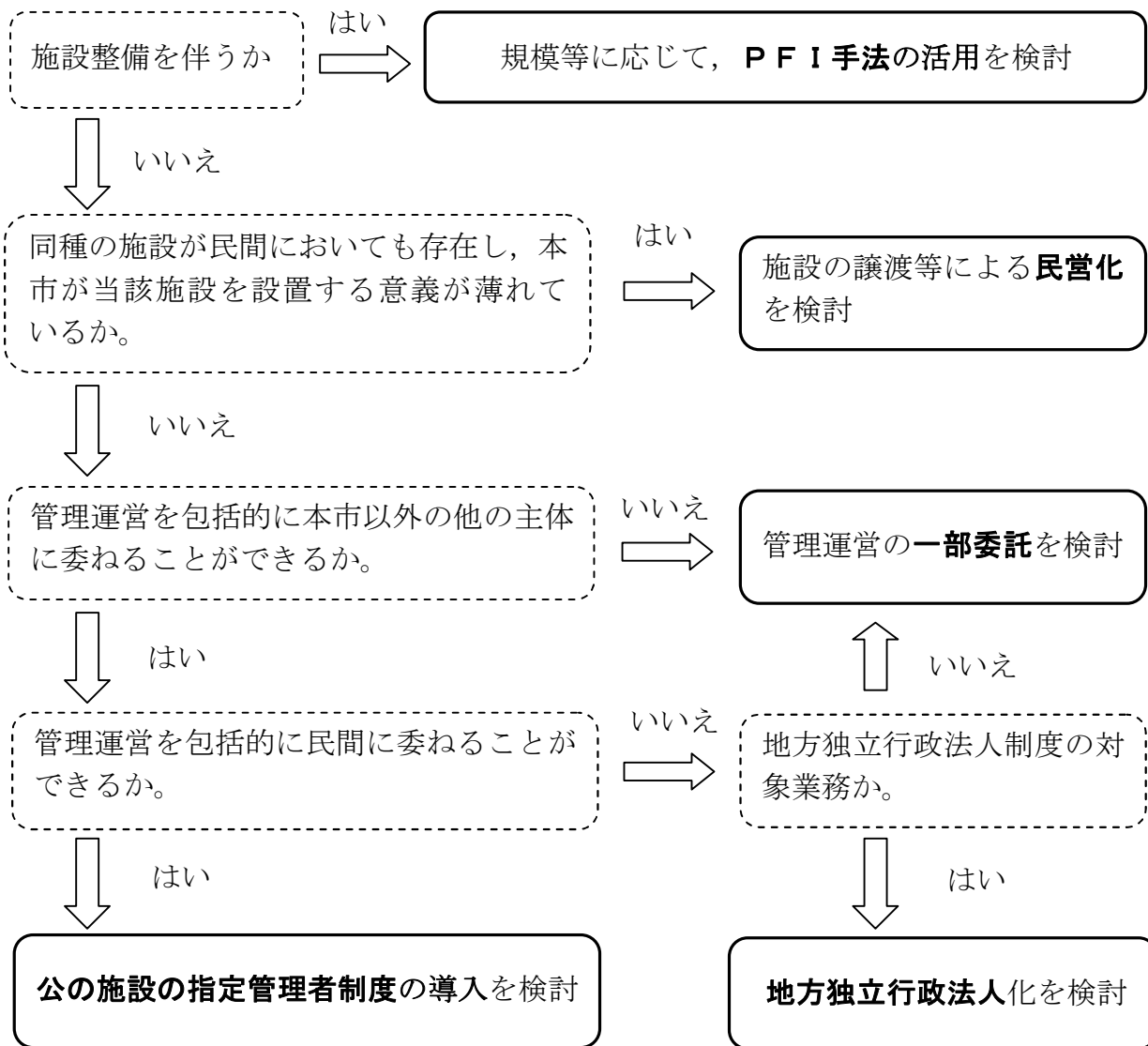
3 民間活力導入の手法の検討

民間活力の導入が可能であるとされたものについて、どのような手法が適切かを検討

4 民間活力導入の手法の検討

民間活力の導入が可能であるとされたものについて、以下の流れで適切な手法の検討を行う。

(1) 「公の施設の管理」の場合



(2) 「公の施設の管理」以外の場合

